

下水道における脱炭素関連支援概要一覧（令和7年4月末時点）

対策	予算制度等の名称	管轄機関	概要／補助対象	補助の割合等	要件等	期間等	参考URL	備考
省エネ	「防災・安全交付金」	国土交通省	下水道管理者に対して、温室効果ガス削減効果の高い省エネ対策事業については、重点配分項目に該当。	・5.5/10等	従来より20%以上の消費電力量もしくは温室効果ガス排出量を削減できる機能向上改築	－	－	
	下水道温室効果ガス削減推進事業 【社会資本整備総合交付金・防災安全交付金】	国土交通省	下水道管理者に対して、温室効果ガス削減に必要な運転方法の変更のための計測機器・制御装置の設置を支援	・1/2	－	－	－	
創エネ	下水道リノベーション推進総合事業 【社会資本整備総合交付金・防災安全交付金】	国土交通省	下水道施設のエネルギー拠点化や防災拠点化等を実施する事業について、計画策定、施設整備を支援。 対象施設 ・下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその附帯施設の整備（有効利用するバイオマスの2分の1以上を下水汚泥が占める場合に限る。） ・下水道バイオガスを処理場外で活用するため必要なバイオガス精製装置等及び下水道バイオガスの供給のために必要な施設の整備（下水処理場内に設置するものに限る。）	・5.5/10等	－	－	－	
	「下水道脱炭素化推進事業」 【個別補助金（下水道事業費補助）】	国土交通省	下水道管理者に対して、温室効果ガス削減効果の高い創エネルギー施設の整備を支援 対象施設 ・消化施設や、下水処理場内に設置するバイオガス利用のための必要な施設 ・下水汚泥固形燃料化施設 ・廃熱を活用した発電を行う汚泥焼却施設 （①～③について、下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用するために必要な施設）	・5.5/10等	・事業期間：5年以内 ・総事業費：5億円以上	－	－	
	下水道事業における脱炭素化の推進 （脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）） 【地方財政措置】	総務省	下水道事業において、再生可能エネルギーの導入、汚泥の活用や高温焼却によるN2Oの削減の取組に対して地方財政措置を講じ、下水道事業における脱炭素化を推進。 対象事業 ・再生可能エネルギーの導入（バイオガス発電、下水汚泥固形燃料化、下水熱の活用） ・汚泥の活用や高温焼却（肥料化施設、リン回収施設の導入、高温焼却施設の導入）	地方負担額の1/2に、「下水道事業債（脱炭素化推進事業）」を充当し、50%を交付税措置	－	事業期間： 令和5年度～令和7年度	https://www.soumu.go.jp/main_content/000857803.pdf	
	「民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」 再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業	環境省	地域の特性に応じた、再エネ熱利用等について、コスト要件を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う。 【下水熱が対象となる事業】 ○計画策定事業 ○設備等導入事業B 主な補助対象：熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等	計画策定：3/4 設備導入：1/2	計画策定：本計画の策定後1年以内に設備等導入を完了すること 設備導入：熱供給能力 0. 1 0 GJ/h（2 4 Mcal/h）以上 CO2削減コスト（補助対象経費を耐用年数期間のCO2削減量で除した値）が240千円/tCO2を下回ること	令和3年度～令和7年度 補助事業期間 計画策定：単年度。 設備導入：2か年以内	公募要領 https://eta.or.jp/offering/2024/netsu/index.php	
	「脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業（一部経済産業省連携事業）」	環境省	水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム等を導入する経費の一部を補助。 補助対象設備 <u>1 水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業（略称：自立）</u> ・蓄電池、水電解装置、給水タンク、水素貯蔵タンク、燃料電池（改質器付きを除く）、貯湯タンク、エネルギーマネジメントシステム、熱配管、その他補助対象施設・設備を運用する上で必要と認められる設備 <u>2 水素利活用機器導入及び社会実装支援事業（略称：機器支援）</u> ・水電解装置、給水タンク、バッファタンク、水素充填ユニット、水素貯蔵タンク、水素を供給、出荷する装置、エネルギーマネジメントシステム、産業用燃料電池（改質器付きを除く）、再エネ等由来水素のサプライチェーンより供給される水素を一部燃料とし、既存燃料と混焼等で併用する水素ボイラーや水素発電機などの設備・機器（車両は除く）、その他サプライチェーンの社会実装に必要と認める設備	・1/2～2/3	（自立） 地域での再エネ普及・拡大の妨げとなっている自然的・社会的条件に基づく課題に対して、地域の実情に応じ、防災、災害時にも有用な公益性のある、水素による再エネの貯蔵・利用モデルとなること 等 （機器支援）原則として地域の再エネ等を活用して製造した水素を利用可能な設備であること 等	令和2年度～令和7年度 補助事業期間 原則として単年度。 （補助事業の実施期間を2年度以内とする場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに必要）	概要 https://www.heco-hojo.jp/yR06/suisoj/index.html	
再エネ	社会資本整備総合交付金・防災安全交付金	国土交通省	震災時等においても下水道機能を維持するための必要な非常用発電設備として整備する太陽光発電設備の設置に対しては、基幹事業の交付対象。	・5.5/10等	－	－		
	「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」 （「脱炭素先行地域づくり事業」）	環境省	①脱炭素先行地域づくり事業への支援 ・2050年カーボンニュートラルを20年前倒して実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援。 ②重点対策加速化事業への支援 ・再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援。	①脱炭素先行地域づくり事業 ：2/3～3/4等 ②重点対策加速化事業 ：2/3～1/3等	①脱炭素先行地域づくり事業 脱炭素先行地域に選定されていること（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等） ②重点対策加速化事業 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画を作成し、地方環境事務所を経由して環境大臣に提出が必要。	事業期間： 令和4年度～令和12年度	https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/	
	「水インフラにおける脱炭素化推進事業」 水インフラのCO2削減設備導入支援事業	環境省	水インフラにおけるCO2削減のため、一定規模以上の再エネ設備の導入、高効率設備やインバータなど省CO2型設備の導入に対して支援を行う。	1/3（太陽光発電設備） 1/2（太陽光発電設備以外） ※CO2削減量等による補助上限の設定あり	・太陽光発電設備については、施設・設備を導入することで導入前と比較し、二酸化炭素排出量を10%以上削減できること、または250kW以上の設備導入であること	事業期間： 令和6年度～令和10年度 補助事業の実施期間は、原則として2年度以内。 （※補助金の交付申請等は年度毎に行う必要がある。）	概要 https://www.env.go.jp/content/000156343.pdf 公募要領 https://siz-kankyoun.com/2024co2/mizu/	
	下水道事業における脱炭素化の推進 【地方財政措置】	総務省	下水道事業において、再生可能エネルギーの導入、汚泥の活用や高温焼却によるN2Oの削減の取組に対して地方財政措置を講じ、下水道事業における脱炭素化を推進。 対象事業 ・再生可能エネルギーの導入（バイオガス発電、下水汚泥固形燃料化、下水熱の活用） ・汚泥の活用や高温焼却（肥料化施設、リン回収施設の導入、高温焼却施設の導入）	地方負担額の1/2に、「下水道事業債（脱炭素化推進事業）」を充当し、50%を交付税措置 （通常の事業：16～44%）	－	事業期間： 令和5年度～令和7年度 ※令和7年度までに工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずる。	https://www.soumu.go.jp/main_content/000857803.pdf	
	「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」	環境省	公地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害発生時に業務を維持するべき施設に、平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を導入する事業等に要する経費の一部を補助。 対象設備 ・レジリエンス強化に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備	・1/3～2/3	補助金の交付の申請者が所有する施設等であって、避難施設等であることが地域防災計画等又は業務継続計画により定められ、かつそれらに必要な耐震性を有する施設 等	令和3年度～令和7年度 補助事業期間は原則として単年度内 （※ただし、単年度での実施が困難な補助事業については、補助事業の実施期間を2年度以内とすることができる。）	概要 https://www.eic.or.jp/eic/topics/2024/resi_r06/001/overview.pdf 公募要領 https://www.eic.or.jp/eic/topics/2024/resi_r06/001/	
	下水道リノベーション推進総合事業 【社会資本整備総合交付金・防災安全交付金】	国土交通省	下水道管理者に対して、下水道施設のエネルギー拠点化や防災拠点化等を実施する事業について、計画策定、施設整備を支援。 対象施設 ・下水熱を利用するための下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）及びその附帯施設の整備。	・1/2	－	－	－	

	下水道リノベーション推進総合事業 【社会資本整備総合交付金・防災安全交付金】	国土交通省	下水道管理者に対して、下水道施設のエネルギー拠点化や防災拠点化等を実施する事業について、計画策定、施設整備を支援。 対象設備 ・下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその附帯施設の整備（有効利用するバイオマスの2分の1以上を下水汚泥が占める場合に限る。） ・下水道バイオガスを処理場外で活用するため必要なバイオガス精製装置等及び下水道バイオガスの供給のために必要な施設の整備（下水処理場内に設置するものに限る。） ・下水汚泥とその他のバイオマスを一体的に燃料等として有効利用するために必要な混合・調整するために必要な施設の設備。	・5.5/10等	－	－	－		
N2O対策	「下水道脱炭素化推進事業」 【個別補助金（下水道事業費補助）】	国土交通省	下水道管理者に対して、下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素（N ₂ O）の排出係数が0.645kg/t-wet以下の汚泥焼却施設への改築事業に対して支援。	・5.5/10等	－	- 事業期間：5年以内 - 総事業費：5億円以上	－		
計画策定・調査検討	下水道リノベーション推進総合事業 【社会資本整備総合交付金・防災安全交付金】	国土交通省	下水道管理者に対して、下水道施設のエネルギー拠点化や防災拠点化等の下水道リノベーションに係る計画策定を支援。	・1/2	－	－	－		
	下水道温室効果ガス削減推進事業 【社会資本整備総合交付金・防災安全交付金】	国土交通省	下水道管理者に対して、地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な調査・検討を支援。	・1/2	－	－	・令和5年度創設		
	下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業	国土交通省	下水処理場での地域バイオマスの受入とあわせたエネルギー利用の取組や、下水処理場を災害時のエネルギー供給施設としての活用する取組、下水熱の利用等の取組を支援するため、取組を検討する地方公共団体に対し、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ（国土交通省及び関係省庁職員、知見を有する地方公共団体職員等）からの助言やディスカッションを実施。	・アドバイザー派遣による助言の実施	公募により決定	支援期間： 令和5年度中	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000628.html		
	「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」のうち「地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援事業」	環境省	地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築等に関して支援。						
			①地域再エネ導入戦略策定支援事業 2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業 支援内容 地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計、地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成、地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネの利用促進に係る再エネ導入目標の作成、必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定 等	1/2~3/4（補助上限額800万円）	2050年までの脱炭素社会を見据えて再エネ導入目標を策定する事業であること、その目標は、策定後に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）（以下、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」という。）に適切に反映されることが前提であること 等	補助事業の実施期間 原則として単年度とし、交付決定日から令和7年1月31日まで			
			②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援 円滑な再エネ（風力、太陽光等）導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業 支援内容 再エネを導入するに当たり生じる課題や目的等の情報の整理、考慮すべき地域特性、環境特性等の調査・検討、設置施設・場所・負荷及び規模等の調査・検討、発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討、再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や事業採算性を評価するための調査・検討 等	3/4（補助上限額：800万円）	調査の結果は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画に適切に反映されることが前提であること 等	補助事業の実施期間 原則として単年度とし、交付決定日から令和7年1月31日まで	概要 https://rcespa.jp/wordpress/wp-content/uploads/13_R6_setsumeisiryou_20240517.pdf 公募要領 https://rcespa.jp/offering/r06_keikaku_koubo_01		
③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援事業 地域の主体が主導し、官民連携で、地域に裨益するような事業形態によって、地域に賦存する再エネの活用が継続的に促進され、地域が抱える多様な課題の解決にも同時に貢献する事業に係るスキームの検討、事業性検討及び実施・運営体制の構築を行う事業 支援内容 地域再エネ事業の実施に当たって、地域のエネルギー需要及び供給できるエネルギーを把握するための調査・検討、地域のエネルギー需給バランスに即した需給管理方法及びエネルギーシステムを構築するための調査・検討並びに当該エネルギーシステムの導入、地域再エネ事業の事業性・継続性を確保しつつ、地域の経済的・社会的課題への貢献を行うための事業スキーム・実施体制を構築するための調査・検討 等			1/2~2/3（補助上限額：2000万円）。	地域の主体が主導し、官民連携で、地域に裨益するような事業形態によって、地域に賦存する再エネの活用が継続的に促進され、地域が抱える多様な課題の解決にも同時に貢献する事業に係るスキームの検討、事業性検討及び実施・運営体制の構築を行う事業であること	補助事業の実施期間 原則として単年度とし、交付決定日から令和7年1月31日まで				
技術開発・実証	下水道革新的技術実証事業 (B-DASHプロジェクト)	国土交通省	新技術の研究開発及び実用化を加速することにより、下水道事業における創エネルギー、省エネルギー、浸水対策、老朽化対策等を推進し、併せて、本邦企業による水ビジネスの海外展開を支援するため、実証事業を実施。 民間企業が必要に応じて地方公共団体や大学等と連携しながら実証研究を実施し、その成果を踏まえ、普及展開に活用するため技術ごとに技術導入ガイドラインを策定 下水道革新的技術実証事業の前段階として、導入効果などを含めた普及可能性の検討や技術性能の確認等を行う、B-DASH FS調査も実施。	－	－	実証期間 （実規模実証）最大3年間 （FS調査）最大2年間 （応用研究）最大2年間 募集期間 毎年1~2月頃	（国土交通省） https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000450.html （国土技術政策総合研究所） http://www.nilm.go.jp/lab/scg/bdash/bdash.htm		
	「水インフラにおける脱炭素化推進事業」 水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業	環境省	水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、従来型の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を行う。	環境省からの委託事業	・既存の太陽光発電の設置が困難、または課題がある場所での設置の実証であること ・実証後は設備は撤去し、原形復旧すること	事業期間 ： 令和6年度～令和10年度 委託事業の実施期間は、2年度以内。	概要 https://www.env.go.jp/content/000156343.pdf 公募要領 https://www.env.go.jp/press/press_03549.html		
その他	「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」	国土交通省	カーボンニュートラルの実現に向けて、下水道の終末処理場において省エネルギー、創エネルギー又は再生可能エネルギーに関する技術の導入等を行う事業について定めた計画を「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」とし、社会資本整備交付金などにより集中的に支援を実施。重点配分項目に該当。 カーボンニュートラルに効果的な技術を集約したショーケースとして全国に普及展開を行うことで、下水道全体の脱炭素化の推進を図る。	・5.5/10等	－	・終末処理場における省エネルギー、創エネルギー、再生可能エネルギーに関する技術の導入等を、概ね5年から10年の間で集中的に実施する事業に係る計画であること。 ・計画で定める取組が処理場全体に適用されたとした場合において、下水及び汚泥の処理において消費する電力及び燃料由来のエネルギー量を、下水汚泥の有効利用等の創エネルギー又は太陽光発電等の再生可能エネルギーにより生み出したエネルギー量が上回る見込みであること。	－	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000786.html	
	「下水道用地の貸付け等（財産処分手続不要）」	国土交通省	再生可能エネルギー発電設備の設置等については、補助交付目的に反しないものとして財産処分の手続きが不要。	－	－	・再生可能エネルギーの発電設備の設置等により、当該補助金等の交付目的を妨げないこと。 ・再生可能エネルギーの発電設備の設置等により、施設の財産的価値を減じるものでないこと。 ・再生可能エネルギーの発電設備の設置等により、施設の機能を損なうものでないこと。	－	https://www.mlit.go.jp/common/001248498.pdf	